

# あらゆる場所が「国境」になる —オーストラリアの難民申請者政策—

塩原 良和

## 目次

- 1.はじめに
- 2.国境における「ワイルド・ゾーン」の拡大
  - 2-1. 2000年代における国境管理政策の変化
  - 2-2.「見せしめ」の論理と「ポート・ビープル」の犯罪者・テロリスト視
- 3.溶け合う「国境」と「内部」
  - 3-1. 反テロリズム法の乱発とムスリム・中東系住民への偏見の高まり
  - 3-2. 公定多文化主義への攻撃と伝統的ナショナリズムへの回帰
  - 3-3.「戰時社会／治安社会」への道
- 4.おわりに——「やむをえない措置」を許さないこと

## 1.はじめに

グローバル資本主義の拡大・深化は、国境を越えて移動する人々を増大させ、国民国家の境界を越えた社会的・文化的なトランサンショナリズムの可能性を高める。1980・90年代の移民・グローバリゼーション研究においては、こうした「越境」への展望や、国境が「多孔化」することへの期待がいくぶん楽観的に語られる

傾向があった<sup>1</sup>。しかし、グローバリゼーションの一環として進行してきた、市場原理と効率性を推し進めるネオリベラリズムの全世界的な拡大<sup>2</sup>に影響され、先進諸国の出入国管理政策はそうした楽観的展望に反するかたちで展開している。確かに、そうした国々の政府の多くは少子高齢化と労働力不足を背景に移民・外国人労働者の受け入れを積極的に進めている。しかしネオリベラリズム的な国家政策においては、移民・外国人の受け入れは高度に選択的であり方でなされる傾向にある<sup>3</sup>。すなわち、グローバル資本に付随して移住し、移住先の国家に経済的利益ともたらすとみなされる「歓迎される移民」としての専門管理職・中上層移民は政府による歓待の対象となる。しかしその対極には、やはりグローバルな労働市場の論理によって越境移動してきたが、移住先国家において社会的コストを増大させるとみなされ厳格な排除の対

<sup>1</sup> cf. Ang, Jen et al. eds., *Alter/Asians: Asian-Australian Identities in Art, Media, and Popular Culture* (Annandale NSW: Pluto Press Australia, 2000), pp. xii-xxx.

<sup>2</sup> Harvey, David, *A Brief History of Neoliberalism* (Oxford: Oxford University Press, 2005) (渡辺治監訳『新自由主義—その歴史的展開と現在』作品社、2007年)

<sup>3</sup> Li, Wei, "Introduction: Asian Immigration and Community in the Pacific Rim," in Wei Li ed., *From Urban Enclave to Ethnic Suburb: New Asian Communities in Pacific Rim Countries* (Honolulu: University of Hawai'i Press, 2006), pp. 2-11.

象となる下層・非正規移民が存在する。そして両者の中間には、国内における労働需給の状況に連動して随时導入され、管理される非熟練・半熟練労働者移民が位置する。ジョナサン・フリードマンが論じたように、中上層移民となる人々にとって国境は確かに低くなり、「多孔化」したかもしれないが、下層・非正規移民として越境しようとする人々にとっては必ずしもそうではない<sup>4</sup>。むしろ、こうした人々にとっての国境は、難民申請者の受け入れの拒否、非正規滞在者への取り締まりの強化、移民への定住支援・社会保障政策の縮小などのかたちをとて、ときには人権侵害や社会的排除をともないつつ無慈悲に立ちはだかっている。

とりわけ2001年の米国同時多発テロ以降、多くの先進諸国において、下層・非正規滞在者移民を排除しようとする国家政策が、国内社会に広まる「セキュリティへの不安」の感情によって正当化される傾向が強まった。「グローバルなテロリスト・ネットワーク」「国際的な凶悪犯罪組織」といった、政府やマスメディアによって繰り返し強調されるイメージによって、出入国管理政策がナショナル・セキュリティの重要な一部であるという見方が世論レベルで定着した。それによって、国内社会の安全を保つためならば、潜在的なテロリスト・犯罪者を含む「かも

しれない」下層・非正規移民たちの入国を規制することは許容され、たとえ国家がそれを少々「荒っぽい」手段によって遂行したとしても「やむをえない」とみなす風潮が広まっているように思われる。

こうした風潮が生じる背景には、国境管理の厳格化が国内社会にもたらす波及効果についての考察がじゅうぶんになされてこなかったことがある。「国内」に住む人々の多くにとって、「国境」は縁遠いものとして隠蔽されてきた。だからこそ、国内社会の安全を守るために国境管理を厳格化する必要があるというロジックを、多くの人々が凝問を抱かずに受け入れるのだろう。しかし、「国内」と「国境」は、それほど明確に区分できるものなのだろうか。グローバリゼーションがある国と他の国内社会と相互浸透を強めていくことを意味するのならば、その狭間にあら「国境」と国内社会との相互浸透もまた、強まっているのではないだろうか。そうだとすると、「国境」と「国内」の二分法を論理的前提として厳格な国境管理政策を正当化することを、再考しなければならないのではないか。

本稿では2000年代以降のオーストラリア社会を題材として、「国境」と「国内」の相互浸透のあり方を分析する。それにより「やむをえない措置」としての出入国管理政策の厳格化、という想定を批判的に再検討してみたい。

<sup>4</sup> Friedman, Jonathan, "Global crisis, the struggle for cultural identity and intellectual porkbarrelling: Cosmopolitans versus locals, ethnics and nationals in an era of de-hegemonisation," in: Knina Werbner/Tariq Modood eds., *Debating Cultural Hybridity: Multi-Cultural Identities and the Politics of Anti-racism* (London: Zed Books, 1997), pp. 70-89.

**2. 国境における「ワイルド・ゾーン」の拡大**

2001年の米国同時多発テロを皮切りに、2002年のインドネシア・バリ島爆破テロ（多数のオーストラリア人観光客が死傷した）、2005年のロンドン連続爆破テロといった一連の出来事のなかで、オーストラリア社会においてもテロリズムに対する不安が広まった。それとともに、2001年から2002年にかけて急増した「ポート・ピープル」への対応をめぐる一連の出来事は、一部の移民・難民を国際的なテロリスト・犯罪者予備軍とみなし、出入国管理政策をセキュリティの重要な一部とみなす見方をオーストラリア社会に広めることになった。こうして厳格な国境管理政策への支持が高まっていくにつれて、それが多少の「超法規的」措置を伴っていたとしても「やむをえない」として容認する気運が高まっていく。こうして、スザン・バック＝モースのいう「ワイルド・ゾーン」が国境管理政策において顕在化していくことになる<sup>5</sup>。ワイルド・ゾーンとは、領域内における暴力の独占を基本とする近代国家が、法の支配を逸脱して無制限に暴力行使する領域である。バック＝モースの議論を引用しつつテッサ・モーリス＝スズキは、先進諸国の出入国管理政策における「ワイルド・ゾーン」の顕在化の危険性を指摘した。モーリス＝スズキは、こうした暴力はし

ばしば、辺境における非一市民（難民申請者を含む）に対して発動されると主張している<sup>6</sup>。なぜなら、国境で起こる出来事は隔離・隠蔽されて実態が伝わりにくいやうえに、市民社会において争点化されにくいかからである。

### 2-1. 2000年代における国境管理政策の変化

1970年代にベトナム難民を大量に受け入れて以降、さまざまな経緯はあったものの、オーストラリア政府の難民受け入れは全体として厳格化・選別化の道をたどってきた。労働党政権時代の1991年には、非正規状態で入国・滞在している者（「ポート・ピープル」を含む）を無差別に収容センター（detention centre）に収容することが決定された<sup>7</sup>。後述するように、1996年にハワード保守連合政権が成立すると、移民政策の厳格化の傾向はさらに強まっていった。

2000年代のオーストラリアで、国境におけるワイルド・ゾーンが一気に顕在化するきっかけとなったのは「タンパ号事件」であった。2001年8月26日、ノルウェー船籍のコンテナ船タンパ号は、オーストラリア領クリスマス島付近の公海上を漂流していた木造船に乗っていた約400名の難民申請者（多くはアフガニスタン人）を救助し、クリスマス島に向かったが、オーストラリア連邦政府は難民申請者の上陸を拒否し、

<sup>5</sup> Buck-Morss, Susan, *Thinking Past Terror: Islamism and Critical Theory on the Left* (London/New York: Verso, 2003) (村山敏勝訳『テロルを考える—イスラム主義と批判理論』みすず書房、2005年)邦訳45ページ。Buck-Morss, Susan, *Dreamworld and Catastrophe: the Passing of Mass Utopia in East and West* (Cambridge, Mass.: MIT Press, 2002), pp. 7-8.

<sup>6</sup> Morris-Suzuki, Tessa, 塩原良和訳「戦後日本の出入国管理と外国人政策」有末賢・関根政美編『戦後日本の社会と市民意識』慶應義塾大学出版会、2005年、124-125ページ。

<sup>7</sup> U.S Committee for Refugees, *Sea Change: Australia's New Approach to Asylum Seekers* (Washington DC: U.S Committee for Refugees, 2002), pp. 5-6.

軍隊を出動させてタンパを統制下においていた。

この事件以降、連邦政府は「難民申請者（asylum seeker）／不法入国者」に関する法制度を急速に厳格化していった。2001年9月の法改正では、「ポート・ピープル」が多く漂着するチモール海の離島部、クリスマス島、ココス諸島などの地域が「移住ゾーン（migration zone）」<sup>8</sup>からの除外地域（excised offshore places）に指定された。その結果、これらの地域に上陸した難民申請者には、移民大臣の裁量がない限りオーストラリアへのビザ申請が認められなくなった（なお2005年7月からは、除外地域はクイーンズランド州、北部準州、西オーストラリア州のすべての島嶼部と珊瑚海諸島地域に拡大された<sup>9</sup>）。こうした除外地域に上陸した難民申請者たちは、近隣の太平洋島嶼国のナウルやパプア・ニューギニア（マヌス地域）に設置された在外収容施設に収容され、そこで難民審査を行うことになった。難民申請者がオーストラリアに入国することを許さないこうした措置は「パシフィック・ソリューション」と呼ばれるようになった。2005年5月までに、ナウル・マヌスの両施設に1547名の難民申請者が収容された。その多くはアフガニスタンやイラク出身であった。収容者のうち、自発的に退去した者は482名、難民として認定された者は958名であった。政

府が「パシフィック・ソリューション」を開始した際、政府は難民申請者を潜在的犯罪者、正規の手続きを踏まずにビザを得ようとする「横はいり（queue jumper）」の人々であると世論に印象づけ、そうした措置を正当化したことがあった<sup>10</sup>。にもかかわらず、実際に「パシフィック・ソリューション」の対象となった人々の半数以上は、のちにオーストラリア政府自身によって正当な難民として認められた人々であったことになる。

「パシフィック・ソリューション」と並ぶこの時期の入国管理政策の変化として重要なのが、一時保護ビザ（Temporary Protection Visa: TPV）の運用の厳格化である。このビザは1999年に導入されたもので、これにより非正規状態で入国・滞在している者が難民申請をして認められた場合でも、永住ビザではなく3年間の一時滞在ビザのみを発行することになった。さらに2001年9月以降は、TPV取得者は永住ビザへの切り替え申請が事実上不可能になった（他の庇護申請可能な国で7日間以上滞在したことがある者には永住ビザ申請が認められなくなった）。永住ビザへの切り替えが認められないままオーストラリアに長期滞在することは、難民たちを精神的・経済的に不安定な状態に放置することになった<sup>11</sup>。また一時出国や家族呼び寄せも認

<sup>8</sup> 移住ゾーンとは、オーストラリア市民でないものが合法的に入国・滞在するためにビザを保持していないなければならない地域であり、オーストラリアのほとんどすべての国土を含む。以下を参照。  
Department of Immigration and Multicultural Affairs (DIMA), *Fact Sheet 81. Australia's Excised Offshore Places* (Canberra: DIMA, 2006).

<sup>9</sup> Ibid.

<sup>10</sup> Devetak, Richard, "In Fear of Refugees: The Politics of Border Protection in Australia," *International Journal of Human Rights* Vol. 8, No. 1 (2004 Spring), pp. 104-107.

<sup>11</sup> Mansouri, Fethi, *Asylum Seekers in Howard's Australia: The Social and Economic Costs of Temporary Protection Visas* (Geelong, Vic: Centre for Citizenship and Human Rights, Deakin University, 2006).

められなかつたため、難民が国外の家族と長期間にわたり離れ離れになるケースが多く、その結果心理的ストレスを悪化させたり家庭再結合を困難にした<sup>12</sup>。

## 2-2. 「見せしめ」の論理と「ポート・ピープル」の犯罪者・テロリスト視

2000 年代前半のオーストラリア連邦政府の国境管理政策が有していた「超法規的」な側面を象徴するふたつの事件が、2001 年 10 月に起つた。ひとつは「子ども投げ捨て（children overboard）」疑惑である。オーストラリア近海を航行していた船に乗っていた、主としてイラクからやってきた「ポート・ピープル」たちが、オーストラリア軍の艦船に発見された際、自分たちが救助されオーストラリアに入国するための手段として、乗船していた自分たちの子どもを非情にも海に投げ込んだという情報が連邦政府によってマスメディアに流された。こうした報道は、「ポート・ピープル」たちの非人間性、犯罪者性を強調することで彼・彼女たちに対する反感を煽り、同時期に総選挙をたたかつていたハワード政権の支持を高めたといわれている。しかし、総選挙後になって、「ポート・ピープル」たちが子どもを海に投げ込んだという事実はな

かったことが判明し、ハワード首相が誤報を承知でそれを選挙に利用したのではないかということが政治問題化した<sup>13</sup>。

「子ども投げ捨て」疑惑の直後、インドネシアからオーストラリアに向けて出航したもうひとつつの船は、航海の途中で沈没し、救助の遅れもあって 353 名が死亡した。犠牲者の多くは、イラクから来た女性や子どもであった。オーストラリア政府当局は、のちに「SIEV X」と呼ばれることになるこの船の動向を沈没する前から把握していたのにもかかわらず、オーストラリアへの航海の危険性を「ポート・ピープル」やそれを手引きする「密航屋（people smugglers）」たちに示すために見殺しにしたのではないかという疑惑が起つた<sup>14</sup>。この「SIEV X」疑惑については、6 年が経つ今も一部のオーストラリア市民のあいだで真相を明らかにしようとする努力が続けられている<sup>15</sup>。

このように、急速に厳格化したオーストラリアの国境管理政策に対して、NGO や国際人権機関からは、「パシフィック・ソリューション」や TPV などの措置が難民申請者の人権を軽視しているのではないかという批判が起つた。とりわけ、国内外の収容センターにおける難民申

<sup>12</sup> NSW Service for the Treatment and Rehabilitation of Torture and Trauma Survivors (STARTTS) エグゼクティブ・ディレクターからの聞き取り（2007 年 2 月 6 日、シドニー）、および Refugee Council of Australia チーフ・エグゼクティブ・オフィサーからの聞き取り（2007 年 2 月 9 日、シドニー）。および以下も参照。Refugee Council of Australia (RCOA), *Australia's Refugee and Special Humanitarian Program Current Issues and Future Direction (2007-08): Views from the Community Sector* (Sydney: RCOA, 2007), p. 5.

<sup>13</sup> Weller, Patrick, *Don't Tell the Prime Minister* (Carlton North, Victoria: Scribe Publications, 2002).

<sup>14</sup> Kevin, Tony, *A Certain Maritime Incident: The Sinking of SIEVX* (Melbourne: Scribe Publications, 2004)。飯笛佐代子『シティズンシップと多文化国家—オーストラリアから読み解く』（日本経済評論社、2007 年）。

<sup>15</sup> cf. SIEV X Secondary Schools' Case Study Committee, *The Sinking of SIEVX: A Case Study for Secondary Schools* (2nd.edition) (Wollstonecraft NSW, 2006) .

讀者の劣悪な処遇は厳しく非難された。収容センターは連邦政府から委託された民間業者によって運営されているが、1998年から2003年まで管理運営を行っていた Australasian Correctional Management (ACM)<sup>16</sup>のもとで、収容された難民申請者の人間性を否定するような処遇が行われているという証言が多く寄せられた<sup>17</sup>。また、難民審査に時間がかかり、長期間（5年以上に及ぶ場合もあった<sup>18</sup>）に渡り収容センターに抑留されている難民申請者の存在も問題視された。特に、長期収容されている難民申請者の子どもの教育の機会が奪われていることが非難された<sup>19</sup>。また、こうした長期間の抑留は難民申請者のこころの健康にも悪影響を及ぼし、各地の収容センターでは自殺や自殺未遂が頻発したほか、抑留された人々によるハンガー・ストライキや暴動騒ぎも断続的に起こった<sup>20</sup>。2002年の末から2003年の初めにかけて全国の収容センターで起こった放火・暴動では、数百万豪ドルの損失が生じる事態となった。NGOや市民のあいだにはこうした被収容者たちの行動を支援する動きも広まったものの、それは世

論の大勢を占めるには至らず、連邦政府は強硬な難民申請者政策を継続した。

政府から難民申請を却下されたり、申請を断念させられた人々の国外退去手続きの強引さにも批判の声が寄せられた。この問題について継続的な調査を行っているある NGO によれば、連邦政府の国境管理政策が厳格化した 1999 年～2001 年頃から、国外退去になる難民申請者が急増した<sup>21</sup>。この NGO がそのような元難民申請者たちの追跡調査を実施したところ、数多くの人権上の問題点が明らかになった。元難民申請者からは、送還手続きの際、帰国に同意しなければ身に危険が及ぶと連邦政府や ACM の係官に脅されたという証言や、すでに故国は安全だと政府や ACM の係官に説得されて帰国したが、オーストラリアから故国の空港に到着した直後に当局に逮捕、収監されるなどの迫害にあったという証言、また故郷に戻ったのちに危険や差別に直面したという証言も寄せられた。さらには、オーストラリア当局が帰国の際に用意した身分証明書などの書類に不備（期限切れ、出国先での短期間の滞在しか保障されていないなど）があったケースや、オーストラリア側が用意したそうした書類そのものが偽造であったというケースも報告された。出国した元難民申請者の多くはほかに身分を証明する書類を持っておらず、その結果困難な状況に追い込まれること

<sup>16</sup> なお、2003年からは ACM の親会社である国際的警備会社 Wackenhut 社を 2002 年に買収した Group 4 Flack Global Solution、およびその現地法人である GSLAustralia が契約を引きついでいる。

<sup>17</sup> Mares, Peter, *Borderline* (2nd edition), (Sydney: University of New South Wales Press, 2002).

<sup>18</sup> Refugee Advice and Casework Service 代表（弁護士）からの聞き取り（2007年2月6日、シドニー）。

<sup>19</sup> Human Rights and Equal Opportunity Commission (HREOC), *A Last Resort?: The Report of the National Inquiry into Children in Immigration Detention* (Sydney: HREOC, 2004).

<sup>20</sup> Coghlan, Jo et al. eds., *Seeking Refuge: Asylum seekers and Politics in a Globalising World* (Wollongong: University of Wollongong Press, 2005).

<sup>21</sup> Edmund Rice Centre for Justice and Community Education 政策・調査コーディネータ（2名）からの聞き取り（2007年2月9日、シドニー）。

ともあった<sup>22</sup>。

民主主義と法の支配を掲げ、異文化・異民族に寛容な先進社会を標榜するオーストラリアにおいて、国境における難民申請者へのこうした「超法規的」措置は、主に次のふたつの論理で正当化されていた。第一に、到来してきた「ボート・ピープル」と「密航屋」に厳格に対処することで、今後オーストラリアへの密航を考えている人々に渡航を断念させることができるという「見せしめ」の論理である。たとえば連邦移民省が公表する資料の以下のような記述に、こうした「見せしめ」の論理が表れている。

オーストラリア政府としては、密航屋の活動やオーストラリアへの不法入国を容赦しないという、はっきりしたメッセージを発することが重要であると考えています。こうした問題に取り組む強い決意を示すために、密航屋を思いとどまらせ、オーストラリアを守り、そしてわが国の国境を通過し国内に留まることが許されるのが誰なのかを今一度コントロールするための法律を、政府は2001年9月に制定しました<sup>23</sup>。

ふたつめの論理は、こうした「ボート・ピー

プル」たちに「不法」「横はいり」といったレッテルを貼って犯罪者扱いし、場合によっては「テロリスト」が紛れ込んでいるかもしれないなどと強調することで、彼／彼女たちが入国することに対する不安を煽るというものであった<sup>24</sup>。こうした「見せしめ」と「犯罪者化」というふたつの論理によって、多数派の国民の利益のためには「ボート・ピープル」への厳格な対処や、場合によっては人権侵害も「やむをえない」という主張が世論レベルで広い支持を得るようになっていった。

### 3. 溶け合う「国境」と「内部」

こうした厳格な国境管理政策によって、オーストラリアにやってくる「ボート・ピープル」の数は激減した。1999年7月から2001年12月のあいだにオーストラリアに実際に到着した「ボート・ピープル」は約9500人であったが、2002年1月から2007年4月までに到着した数は250名程度である<sup>25</sup>。それにともない、連邦政府の厳格な国境管理政策もある程度は緩和された。たとえば、2005年7月から子どもおよびその母親は原則として収容センターに抑留されることはなくなり、地域社会においてNGO等の協力のもとに準備された居住施設から子どもが学校に通うことが可能となった<sup>26</sup>。1999年か

<sup>22</sup> Edmund Rice Centre for Justice and Community Education (ERC), *Deported to Danger II: The Continuing Study of Australia's Treatment of Rejected Asylum Seekers* (Sydney: ERC, 2006). ERC, *Deported to Danger: A Study of Australia's Treatment of 40 Rejected Asylum Seekers* (Sydney: ERC, 2004).

<sup>23</sup> Department of Immigration and Citizenship (DIAC), *Fact Sheet 70. Border Control* (Canberra: DIAC, 2007).

<sup>24</sup> Mares, op. cit.; Pietsch, Sam, "Racism From Above or Below?: Official Reactions to Jewish Refugees in the 1930s and the Tampa Affair," in Coghlan et al. eds. op. cit., pp. 107-114.

<sup>25</sup> DIAC, *Fact Sheet 75. Processing Unlawful Boat Arrivals* (Canberra: DIAC, 2007).

<sup>26</sup> DIAC, *Fact Sheet 82. Immigration Detention* (Canberra: DIAC,

ら 2002 年にかけて問題になった TPV ビザ保持者についても、現在ではその多くが移民大臣の裁量によって永住ビザを取得している<sup>27</sup>。

もちろん、それで「問題」が解決したわけではない。収容センターに長期間抑留され続いている人々は依然として存在しているし、収容センターの外部で生活している難民申請者についても、不安定な在留資格や公的支援の不備などが問題視されている<sup>28</sup>。また現状ではポート・ピープルが少なくとも、再びその数が増えれば、政府は国境管理を厳格化するであろう。現に、政府は移住ゾーンの除外地域にあるクリスマス島の収容センターを増築中である。

しかしここでは、オーストラリア社会において「ポート・ピープル」が大きな「問題」であることが、政府の国境管理政策の自明の前提となっていることに注目したい。「ポート・ピープル」はなぜ「問題」なのか。これは見かけほど単純な問い合わせではない。実はオーストラリアにおいては、国内にいる非正規滞在者（その大半は、難民申請者以外の人々であると推測される）の数が国境において拘束される「ポート・ピープル」の数をはるかに上回っている。オーストラ

リア国内の非正規滞在者（over stayer）の数は 2003 年 6 月には 59,800 人と推定され、その後減少傾向にあるとはいえ、2006 年 6 月でも 46,400 人が非正規滞在している<sup>29</sup>。それゆえ単純に数だけでいえば、「ポート・ピープル」よりも非正規滞在者のほうが、オーストラリア社会にとつてはるかに大きな「問題」のはずである。にもかかわらず、政府は非正規滞在者を「問題」視する大きなキャンペーンを行わず、「ポート・ピープル」の存在のみを「問題」として不釣合いに強調する傾向がある。

実のところ、政府による「ポート・ピープル問題」の強調は、外部からオーストラリアを侵略しようとする他者のイメージを喚起することで、そのような「外敵」との戦いの場としての「国境」と、そのような国境によって守られる平和で安全な「国内」という表象上のコントラストを浮き立たせるように作用している。この「国境」と「内部」の明確な区別こそ、厳格な国境管理政策の前提となっている論理である<sup>30</sup>。こうした明確な区別があってこそ、内部における「包摶」的で調和の取れた「寛容な」多文化社会を守るために、犯罪者・テロリスト予備軍であり、秩序を乱すとされる人々を「国境」において「非寛容（zero tolerance）」に排除することが正当化されるのである。

2007).

<sup>27</sup> Refugee Council of Australia チーフ・エグゼクティブ・オフィサーからの聞き取り（2007 年 2 月 9 日、シドニー）。

<sup>28</sup> Asylum Seekers Centre (ASC), *Submission to the Department of Immigration and Multicultural Affairs (DIMA) Review of Bridging Visas* (Sydney: ASC, 2006). RCOA, *Australia's Refugee and Special Humanitarian Program Current Issues and Future Direction* (2007-08), op. cit. こうした難民申請者の多くは「ブリッジング・ビザ E (Bridging Visa E: BVE)」という、就労が認められないビザでオーストラリアに長期滞在しており、その経済的・身体的・心理的困難は深刻であると指摘されている。

<sup>29</sup> DIMA, *Population Flows: Immigration Aspects* (Canberra: DIMA, 2007), p. 79.

<sup>30</sup> Hage, Ghassan, *Against Paranoid Nationalism: Searching for Hope in a Shrinking Society* (Annandale NSW: Pluto Press Australia, 2003), pp. 44-46. (塩原良和訳『希望の分配メカニズム——パラノイア・ナショナリズム批判』御茶の水書房、2008 年)

しかし、厳格な国境管理政策は、それが遂行されていくにつれて国内社会の状況に影響を与えていくことは避けられない。先述の「SIEV X」疑惑を精力的に追及してきた元外交官のトニー・ケヴィンは、「SIEV X」事件以降、オーストラリア国内の反ムスリム感情が高まりをみせ、多文化主義は後退し、同化主義とナショナリズムが強調されており、このような風潮には国境管理政策における政府による国家安全保障の強調が影響していると主張する<sup>31</sup>。確かに、これから述べるように、2000年代のオーストラリアにおいて、国境における「ポート・ピープル」への厳格な対応は、国内社会における自由や民主主義、多文化主義のあり方に大きな波及効果をもたらしてきた。

### 3-1. 反テロリズム法の乱発とムスリム・中東系住民への偏見の高まり

これまで述べてきたように、「ポート・ピープル」への厳格な対応は反テロリズムの動きと連動してきたのであり、具体的に目に見える「外部からの脅威」としての「ポート・ピープル」の存在が国境管理政策において強調されたことが、オーストラリア国内における多くの反テロリズム法の制定に影響を与えていることは否定できない。

アンドリュー・リンチとジョージ・ウィリアムズによれば、2001年9月の米国同時多発テロ

以降、オーストラリア連邦政府は37もの反テロリズム関連法を新たに制定した<sup>32</sup>。こうしたなかには、「テロ行為」の定義があいまいなため、無関係の行為までも罪に問うことが可能な法律や、国家情報機関である ASIO (Australian Security Intelligence Organisation) に、テロ容疑者だけではなくテロリズムに関する有用な情報をもっているかもしれない一般のオーストラリア市民をも監視、尋問、拘留する権限を与える法律、まだ罪を犯していない個人をテロリズムを未然に防ぐという名目で警察が拘留することを可能にする法律、テロリズムを推奨したり扇動することを禁ずる法律などが含まれている。リンチらは、こうした反テロリズム法は米国やイギリスでのテロ発生に触発され、じゅうぶんな審議期間を費やさずに制定されたため、国内における言論の自由や結社の自由、公正な裁判の保障などへの配慮が十分になされておらず、テロリズム抑止効果についても疑問が多いと主張する<sup>33</sup>。こうした反テロリズム法がオーストラリア国内のムスリム・中東系住民の生活に実際に悪影響を及ぼしているという調査結果もある。人権・機会均等委員会 (Human Rights and Equal Opportunity Commission: HREOC) が2004年に発表した調査報告書によれば、調査に協力したムスリム住民のなかには、自分たちが ASIO によって不当な尋問を受けたり、近隣住民から疑

<sup>31</sup> Lynch, Andrew and George Williams, *What Price Security? : Taking Stock of Australia's Anti-Terror Laws* (Sydney: University of New South Wales Press, 2006), p. 10.

<sup>32</sup> Ibid. pp. 85-93.

<sup>33</sup> Tony Kevin氏からの聞き取り(2007年2月8日、キャンベラ)。

いの目で見られているという不安を訴える者もいた<sup>34</sup>。

オーストラリア政府やマスメディアによる中東からの「ポート・ピープル」やテロリズムの脅威のこうした強調が、国内のムスリム・中東系住民を犯罪者視するステレオタイプが広まっている一因であることは疑いない。スコット・ポインティングらは、2000年8月から2001年8月にかけてシドニーで発生した中東系の若者集団による連続婦女暴行事件や、同じ時期にオーストラリアに数多く到来してきた中東系住民の「ポート・ピープル」、そして9・11以降の世界で続発したイスラム原理主義者によるテロリズム（オーストラリア国内でもテロ組織の一員とされる容疑者が逮捕された）などの際に、オーストラリアの政治家やマスメディアが、ムスリムや中東の人々があたかも生来的に犯罪者・テロリストであるかのように本質化した発言をし、テキストを繰り返し生産することで、ムスリム・中東系住民を犯罪者視する風潮が広まったと指摘している<sup>35</sup>。先述のHREOCの調査報告書においても、調査に協力したムスリム・アラブ系住民の大半が、2001年の米国同時多発テロ以降、自分たちの周辺で自らの人種・宗教への偏見のまなざしを経験することが多くなったと回答している<sup>36</sup>。

<sup>34</sup> HREOC, *Listen: National Consultation on Eliminating Prejudice against Arab and Muslim Australians* (Sydney: HREOC, 2004), pp. 67-69.

<sup>35</sup> Poynting, Scott et al., *Bin Laden in the Suburbs: Criminalising the Arab Other* (Sydney: Sydney Institute of Criminology, 2004).

<sup>36</sup> HREOC, *Listen*, op. cit. p. 3.

2005年12月、シドニー郊外のクロナラ（Cronulla）地区で起こった暴動騒ぎは、こうした中東系住民をめぐる環境の悪化のさなかで起きた。クロナラはシドニーの住民に人気のビーチがある場所であるが、2005年の後半、シドニー内陸部の郊外からやってきたらしい中東系の外見をした若者たちがしばしば地元住民に嫌がらせをしたり、水着の女性に暴言を吐いたりすることがあった。12月には、ビーチのライフセーバー2名が襲撃される事件が起きた。この事件をきっかけに、「俺たちのビーチを取り戻せ」という過激な内容の携帯電話のテキストメールが何者かによってシドニーじゅうに広範囲にわたって流され、それに呼応した、大部分が白人の若者である約5000人がクロナラに集結した。若者たちは、偶然その場に居合わせたアジア系の若者を襲撃するなど暴徒化し、警察によって鎮圧される騒ぎになった。暴動の様子はビデオに収録され、マスメディアで広く取り上げられた。なお、クロナラでの事件の後、報復を叫ぶ中東系の若者約100名が隣接するビーチで暴れるという事件も起きた<sup>37</sup>。このクロナラ事件は、白人の若者が暴徒化したという点でオーストラリア社会に衝撃を与えるとともに、その背景にある中東系住民（特に若者）の社会的逸脱があらためて問題としてクローズ・アップされることになった。

<sup>37</sup> Baker, Kevin, *Mutiny, Terrorism, Riots and Murder: A History of Sedition in Australia and New Zealand* (Sydney: Rosenberg, 2006), pp. 167-168.

### 3-2. 公定多文化主義への攻撃と伝統的ナショナリズムへの回帰

このクロナラ事件と、同年に起こったロンドンでの連続爆破テロ（イギリスで生まれ育った移民2世の若者による犯行であった）をきっかけに、オーストラリア社会のセキュリティを確保するためには犯罪者やテロリストが「国境」を越えて侵入してくるのを防ぐだけでは不十分であり、「内部の他者」であるムスリム・中東系への関与を強めなければならないという論調が政治家やマスメディアのあいだで目立つようになった。その結果、国内のムスリム・中東系住民（2世を含む）を問題視する言説がますます勢いを増した。2006年の半ばには、シドニー在住のイスラム教の高位聖職者が白人オーストラリア女性の風俗を蔑視したり、英国系オーストラリアの社会制度に否定的な発言を繰り返したことが、政治家やマスメディアの批判の矛先となつた。こうした政治家やメディアは、オーストラリア国内のムスリム・中東系住民がオーストラリア社会の「中心的」価値観を受け入れようとしないと非難した。そして、そうした人々がじゅうぶんに統合されていないのは、1970年代以来オーストラリアが国家理念として維持してきた「多文化主義（multiculturalism）」が、国内社会の文化的・エスニック的多様性を過度に擁護してきたからだという議論が強まり、文化的・エスニック的多様性よりも国民統合を強調すべきだという主張が声高になされるようにな

った<sup>38</sup>。1996年から2007年11月まで続いたジョン・ハワード保守連合政権は元来多文化主義に対して否定的・消極的な姿勢を示していたのだが、こうした風潮に乗じて「多文化主義」という言葉を政策の表舞台から抹消しようとする動きを一気に強めた。こうして2007年1月には、連邦政府の移民・多文化問題省（Department of Immigration and Multicultural Affairs: DIMA）が、移民・市民権省（Department of Immigration and Citizenship）へと改名されるまでに至つた。

飯笛佐代子によれば、「シティズンシップ（citizenship）」（「市民権」とも「国籍」とも訳される）は多文化主義に変わる国民統合理念として2000年代のオーストラリア連邦政府によって強調されてきた述語である<sup>39</sup>。この場合、シティズンシップが民主主義・自由・平等といった「普遍的」価値を基盤として成立することが強調されると同時に、そうした価値観は「オーストラリア独自の伝統」であると解釈される。それゆえシティズンシップ概念の強調は、連邦政府による英國・アイルランド系ナショナリズムの強調をも意味している<sup>40</sup>。こうしたかたちでのシティズンシップ=ナショナリズムの強調は、ムスリム・中東系移民を含む非西欧からの移民を、「(西洋の一員としてのオーストラリアが教えてあげないかぎり)『普遍的=オーストラ

<sup>38</sup> Souphommasane, Tim, "After Cromulla: Debating Australian Multiculturalism and National Identity," *Australian Mosaic* Vol. 33 (2006), 3/4 pp. 6-9.

<sup>39</sup> 飯笛前掲書、163-186ページ。

<sup>40</sup> 飯笛前掲書、187-192ページ。

リア的』価値観をもたない人々」として差異化することで「生まれつき『普遍的=オーストラリア的』価値観を体得している人々」としての白人（英国・アイルランド系）オーストラリア人を卓越化する結果となる。この場合、ハージがかつて指摘したように、非西欧からの移民はたとえオーストラリア国籍を取得したとしても、「第三世界一風」の住民として社会的劣位にとどめ置かれることになる<sup>41</sup>。飯笛は連邦政府が1999年以来学校教育において推進している「シティズンシップ教育」を事例に、英国・アイルランド系ナショナリズムをシティズンシップ概念へと紛れ込ませるこうした戦略を分析している<sup>42</sup>。またオーストラリアへの移住希望者を対象に2007年から開始された「シティズンシップ・テスト（Citizenship Test）」の導入の経緯をみても、連邦政府のこうした思惑を窺い知ることができる。連邦移民省が2006年9月に公開した、シティズンシップ・テストの導入に関するディスカッション・ペーパーでは、シティズンシップはオーストラリア国民を統合するための最大の結合力であることが強調され、シティズンシップは移民にとって「権利」ではなく政府によって与えられる「恩恵」であり、それゆえそれを取得するためには一定の条件が必要である。

ると主張されている<sup>43</sup>。その上で、シティズンシップ・テストによって移住希望者の英語力や、個人の自由、民主主義、法の支配、公平といった「オーストラリア的な価値観」、オーストラリアの社会や文化についての知識などを測定して選抜をすることを提案している<sup>44</sup>。

### 3-3. 「戦時社会／治安社会」への道？

このように、オーストラリアにおける国境管理政策の厳格化は、反テロリズム法による言論・結社の自由への影響、ムスリム・中東系住民への偏見や差別の増加、公定多文化主義の後退などの波及効果を生み出している。ハージも指摘しているように、国境と内部を厳密に区分することはできず、国境におけるワイルド・ゾーンはいずれ必ず内部に浸潤してくる。すなわち「あらゆる場所が、国境になる」のだ<sup>45</sup>。そのとき、厳格な国境管理政策によって守られるはずであった国内社会における自由や人権、民主主義や寛容が、まさに厳格な国境管理政策の波及効果によって蝕まれていく。

これはハージのいう「戦時社会（warring society）」状況の予兆であるといえるかもしれない。バック=モースやモーリス=スズキも指摘していたように、あらゆる主権国家で「ワイルド・ゾーン」は発生しうるし、あらゆる「国境」

<sup>41</sup> Hage, Ghassan, *White Nation: Fantasies of White Supremacy in a Multicultural Society* (Annandale NSW: Pluto Press Australia, 1998) (保坂実・塙原良和訳『ホワイト・ネイション—ネオ・ナショナリズム批判』平凡社、2003年) 卷頭111-131ページ。

<sup>42</sup> 飯笛前掲書、129-161ページ。

<sup>43</sup> DIMA, *Australian Citizenship: Much More than a Ceremony (Discussion Paper, Consideration of the Merits of Introducing a Formal Citizenship Test)* (Canberra: DIMA, 2006), pp. 8-9.

<sup>44</sup> Ibid., pp.11-14.

<sup>45</sup> Hage, *Against Paranoid Nationalism*, op. cit., pp. 44-46.

は、ワイルド・ゾーンが顕在化しやすい場所である（日本の入国管理局や警察による非正規滞在者取締り・国外退去処分の実態を想起せよ）。しかし、そうした超法規的措置が、その社会の一般市民に知られることなく当局によって遂行されるのと、それが社会における公然の秘密となり、多くの人々が「やむをえない」措置としてそれを黙認している状況とでは大きな違いがある。ハージのいう「戦時社会」とは後者の状況を指す。すなわち、「例外状況」としての超法規的措置の存在が社会的に容認され、「恒久的な例外状況」として社会内部に顕在化していくことである<sup>46</sup>。この「戦時社会」は齋藤純一のいう「治安社会」、すなわち「他者への不信を搔き立てることによって自らを存続させる社会」<sup>47</sup>でもある。そこにおいては「自由」と「安全」が同一視され、マジョリティの人々の安全のために、「秩序の敵」とされる人々（経済・社会的マイノリティ）の自由が制限されることが容認されるようになる<sup>48</sup>。言い換えれば、そうした社会においては、マジョリティにとっての「自由な社会」を守るための「やむをえない」措置としてワイルド・ゾーンが承認され遂行されていくのである。しかし、ある社会における「マジョリティ」と「マイノリティ」の区別はあくまで相対的なものであり、あらゆるマジョリテ

イがマイノリティになる可能性を秘めている以上、こうした「戦時社会／治安社会」とは、あらゆる人々の自由が制限される可能性が拡大していく社会状況に他ならないということになる。

#### 4. おわりに——「やむをえない措置」を許さないこと

本稿の目的は、厳格な国境管理の正当化の前提となっている「国境」と「内部」の二分法という論理を、2000年代のオーストラリアに関する事例分析から問い合わせ直すことであった。考察の結果、オーストラリアの事例においては国境における厳格な措置が、国内社会における民主主義や自由、多文化主義の存続に脅威を与えていたり浮き彫りになっていた。

進行するグローバル化とネオリベラルな自己責任の強調とともに増大する「セキュリティへの不安」という言説の内側では、海外で起こるテロリズムや「不法」入国者は、分かりやすい「外敵」として表象される。マスメディアや政府によって繰り返し強調される「外敵の脅威」に対して、わたしたちはつい、国境管理の厳格化を「やむをえない措置」として容認してしまいがちになる。しかし、それこそが「戦時社会／治安社会」へと通じるトロイの木馬であるということを強く認識しなければならない。国境におけるワイルド・ゾーンをいったん容認してしまえば、それはじょじょに内部へと浸透していく。やがて、あらゆる場所が「国境」になる。

<sup>46</sup> Hage, Ghassan, "Warring Societies," *Arena Magazine* No. 75 (2005. 2/3), pp. 26-31.

<sup>47</sup> 齋藤純一『自由』(岩波書店, 2005年)、106ページ。

<sup>48</sup> 齋藤前掲書、104-105ページ。

## 164 あらゆる場所が「国境」になる

マイノリティの人々の自由を「やむをえず」制限することでマジョリティの人々の自由が保障される、という論理は、潜在的にマイノリティになりうるすべての人々への自由の制限となる。それは、すべての人々が相互に監視しあい、「内なる敵」を発見して排除する技術が極端に発達した社会への道を開く。オーストラリアでは、犯罪者やテロリストを発見するための「近隣監視」の制度化が進んでいるし、出入国管理における生体認証システムも、近い将来に導入される予定である（なお、これは日本では一足早く導入された）。こうした「内なる敵」を排除するための「ポリシング（取締り／管理）」が招来する事態とは、「あらゆる場所が『収容センター』になる」社会なのだろうか。こうした危険性については稿を改めて検討してみたい。

（しおばら よしかず・東京外国语大学）